

公益社団法人青森県シルバー人材センター連合会理事及び監事
に対する報酬等の支給の基準

定款第 28 条に定めるとおり、この法人の理事及び監事は、無報酬とする。

附則

この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。